インドの医薬品及び農業化学品特許保護

(米国対インド事件小委員会報告,WT/DS50/R,

提出日:1997年9月5日,採択日:1998年1月16日)

(米国対インド事件上級委員会報告, WT/DS50/AB/R,

提出日:1997年12月19日,採択日:1998年1月16日)

(EC対インド事件小委員会報告,WT/DS79/R,

提出日:1998年8月24日,採択日:1998年9月22日)

【事実の概要】

インドの1970年特許法によれば、医薬品として使用される物質に関しては特許が与えられない。これらの物質については、製造方法のみが特許の対象となる。TRIPS協定は、特許はすべての発明(物であるか方法であるかを問わない。)に与えられなければならないと定めているが、途上国において物質特許制度をもたない国については計10年間の経過期間を認めている(65条4項)。他方で、同経過期間を適用する途上国に、物質特許の出願を受理する制度(仮出願、「メールボックス」)を設けること(70条8項)、及び仮出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めることを義務づけている(70条9項)。

1994年12月31日にインド大統領は、TRIPS協定70条8項及び9項の義務を果たすために、特許改正令を発布した。同令は、医薬品として使用される物質に関して特許の出願を認め、そのような特許出願の対象である物質につき排他的販売権を付与する制度を定めた。そして、同令をTRIPS理事会に通報した。

インド憲法は、議会が閉会中に緊急に措置をとる必要がある場合には、大統領が臨時立 法を行う権限を認めている。しかし、そのような臨時措置は、議会が召集されてから6週 間後に失効することになっている。こうして、特許改正令は1995年3月に失効した。イン ド政府は同令の内容を恒久立法化するために特許法改正案を上程したが、1995年5月に議 会が解散したために制定に至らなかった。

インド政府は、その後、公表されていない行政慣行に基づき、医薬品及び農業化学品の特許出願を受け付けるようにした。1995年1月から1997年2月までの間に約1300件の出願がなされた。インド政府は、TRIPS協定70条8項(b)(c)及び70条9項に従い、これらの出願を別に保存している。

70条9項に従い仮出願の対象物質に排他的販売権を付与する制度は、インドには存在し

ない。排他的販売権の付与申請が現実になされたことは、まだない。

【WTOにおける手続】

1. 米国対インド小委員会手続

1996年7月にアメリカはインドに協議を要請したが、協議が不調に終わったので、同年7月にアメリカは紛争解決機関に小委員会の設置を要請した。そして、11月に紛争解決機関は標準の付託事項をもって小委員会の設置を決定した。小委員会の構成は、Thomas Cottier (委員長)、Douglas Chester、及び Yanyong Phuangrach となった。本件手続には、EC及びEC構成国(以下、単に「EC」ということがある。)が第三国として参加した。小委員会は1997年4月及び5月に2回の口頭審理を行った。2回目の口頭審理の後、小委員会は両当事国に対し、63条に基づくアメリカの主張について書面によりコメントする機会を与えた。小委員会は同年9月5日に報告をWTO加盟国に送付した。

2. 米国対インド上級委員会手続

この小委員会報告に対して、同 1997 年 10 月にインドが上級委員会に控訴した。本件を担当した上級委員会委員は、Lacarte-Muro(委員長)、James Bacchus、Christopher Beebyの3人であった。上級委員会は11 月に口頭審理を行い、12 月に上級委員会報告をまとめた。同報告及び同報告によって修正された小委員会報告は、1998 年 1 月に紛争解決機関によって採択された。その後、アメリカとインドは、15 箇月という実施期間に合意し、1998年 4 月の紛争解決機関会合でその旨を発表した。

3. E C 対インド小委員会手続

ECは上記の米国対インド事件に第三国として参加していたが、同一の問題につきインドを相手取って別に申立てを行うことにした。1997年4月にECはインドに協議を要請した。同年9月9日(米国対インド事件の小委員会報告が公表された直後)に、ECは紛争解決機関に小委員会の設置を要請した。10月に紛争解決機関は標準の付託事項をもって小委員会の設置を決定した。当事国が小委員会の構成に合意できなかったので、紛争解決了解10条4項に従い、事務局長が小委員会の構成を決定した。ECが米国対インド事件に第三国として参加し、本件の係争措置が同事件においてすでに問題にされていたことを考慮して、事務局長は、同事件の小委員会委員と同一の者を小委員会委員に任命した。ただし、

同事件の委員長は本件には参加することができなかったので、委員長には新しい人を任命した。その結果、委員会の構成は、Stuart Harbinson(委員長)、Douglas Chester、及び Yanyong Phuangrach となった。本件手続には、アメリカが第三国として参加した。米国対インド事件の小委員会報告及び上級委員会報告が紛争解決機関によって採択された後の1998年3月及び4月に、小委員会は2回の口頭審理を行い、8月に報告をWTO加盟国に送付した。9月に紛争解決機関は同小委員会報告を採択した。

【米国対インド小委員会報告】

本件小委員会は、インドはTRIPS協定に違反したと認定し、紛争解決機関がインドに対し、医薬品及び農業化学品の特許保護に関する過渡的制度をTRIPS協定上の義務に適合させるよう要請することを勧告した。

1. 当事国の主張

- i. アメリカの主張
 - a. インドは、経過期間中に医薬品及び農業化学品の物質特許出願の新規性を保持する制度を設けるというTRIPS協定70条8項の義務を実施していない。
 - b. (予備的主張) インドは、70条8項に基づく特許出願制度に関して、TRIPS協 定63条が定める透明性の義務を果たしていない。
 - c. インドは、排他的販売権の付与制度を設けるというTRIPS協定70条9項の義務を実施していない。
 - d. 小委員会が、パキスタンがTRIPS協定70条8項及び9項の実施を約束したのと 同じような方法で同項を実施するようにインドに提案することを求める。

ii. インドの主張

- a. インドは、TRIPS協定70条8項に従って、医薬品及び農業化学品に関する特許 出願を可能にする措置をとった。
- b.インドは、具体的な製品につき排他的販売権の付与要件がすべてみたされるまでは、 70条9項に基づき排他的販売権の付与制度を設ける義務はない。
- c. 特定の救済方法を求めるアメリカの要請は、紛争解決了解 19 条に反する。
- d. 透明性に関するアメリカの予備的主張は退けられるべきである。63条に関するアメ

リカの主張は、小委員会の付託事項に入らない。

2. 小委員会報告の要旨

i. 手続問題

紛争解決了解 6 条 2 項は、申立国が小委員会設置要請の文書の中で、問題となっている 特定の措置を明示するとともに「申立ての法的根拠についての簡単な要約」を付すること を求めている。本件では、小委員会が口頭審理会合の最初に、同会合終了時までに当事国 が提起した法的主張はすべて検討の対象とするとの決定を行い、両当事国ともこの決定を 了承した(para. 7.9)。

アメリカの透明性に関する主張は、インドが第1回目の書面で、行政慣行に基づき仮出 願制度を設けていると主張したことに対するものである。このような例外的事情があるの で、アメリカの透明性に関する主張は受け入れてよいと考える(7.13)。

ii. TRIPS協定の解釈

TRIPS協定を解釈する際には、TRIPS協定に関するWTO加盟国の正当な期待が考慮に入れられなければならないと考える(7.22)。

iii. 第70条第8項

TRIPS協定70条8項(b)及び(c)は、65条の経過措置の規定に基づき、将来インドが「この協定を適用する日」からインドを拘束する。70条8項の下で現在インドが負う義務は、(a)に基づき仮出願を可能にする措置をとる義務のみである(7.23)。

インドは行政慣行によって仮出願が可能になっていると主張するが、インドの行政官はこの行政慣行に従うと特許法の義務規定に違反しなければならなくなる。たとえ実施されていなくても、法律の義務規定は経済活動に影響を与える。インドの慣行は、医薬品及び農業化学品に関して新規性及び優先権の保持を確保するための十分な法的基礎を欠く(7.35-39)。

WTO協定規定の違反を主張する側が、その主張を挙証する責任を負う。本件では、アメリカはその挙証を十分行った。従って、挙証責任はインドの側に移る(7.40)。

透明性の問題を別にしても、公表されていない行政慣行が70条8項にいう「措置」に当たるかは疑問だ。

以上より、インドは70条8項に基づく義務を実施するのに十分な措置をとらなかったと 認定する(7.43)。

iv. 第63条

アメリカは 63 条に関する主張を予備的主張としたが、本件が控訴され、上級委員会が 70 条 8 項に関する本委員会の認定を覆した場合に生じる法的真空状態を回避するために、 本委員会は、透明性の問題についても認定を行う必要があると考える (7.44)。

インドは、議会に対する政府の書面による回答において仮出願制度の存在が認められていると主張するが、それは63条1項に基づく公表の方法としては不十分である(7.48)。 また、63条2項に基づく義務に関しては、特許改正令が失効した後、インドは仮出願の取扱いに関する現在のやり方をTRIPS理事会に通報しなかった(7.49)。

従って本委員会は、インドが、TRIPS協定 63 条 1 項及び 2 項に基づく透明性の義務 を果たさなかったと認定する (7.50)。

v. 第70条第9項

インドは、排他的販売権の付与に関する立法がインドには存在していないことを認めるが、排他的販売権の付与申請がなされたことがないので、70条9項の義務不履行には当たらないと主張する。

本委員会は、排他的販売権の申請が拒否されたことがなくても、行政府が排他的販売権を付与する法的権限をもっていないので、インドはTRIPS協定に違反していると考える。そのような権限が欠如していると、行政府はWTO協定に従わないよう行動せざるをえないからである。そうだとすると、そのような権限を行政府に与える義務はどの時点から生じるかということが次に問題になる(7.53)。

70条9項は「第6部の規定にかかわらず」という文言を用いている。本規定が効力をもつのはWTO協定の発効日でなければならないことは、ここから明らかである(7.54)。

排他的販売権の申請がまだないことは、義務の履行を遅らせる理由にはならない。

vi. 小委員会による提案

小委員会が、パキスタンが 70 条 8 項及び 9 項の実施を約束したのと同じような方法で同項を実施するようにインドに提案することを求める、というアメリカの要請は適当とは思

われない。TRIPS協定1条1項に従い同協定の実施方法を選ぶインドの権利を侵害することになるからである(7.65)。

ただし本委員会は、次のような提案をすることは適当であると考える。インドは仮出願制度を整備するに当たって、特許改正令が失効した後に適当な制度があったならば特許出願を行ったであろう者及び特許改正令又は行政慣行に従いすでに特許出願を行った者の利益を考慮に入れるべきである。

【米国対インド上級委員会報告】

上級委員会は、3点において小委員会の判断を覆したが、結論としては、インドがTR IPS協定70条8項及び70条9項に違反したことを認めた。

i. 本件における争点

インドは上級委員会手続において以下の問題を提起した。

- a. 加盟国は医薬品及び農業化学品の発明の特許出願をすることができるよう「措置」 をとると定めるTRIPS協定70条8項の要件の妥当な解釈は何か。
- b. インドがTRIPS協定70条8項に基づく義務に従ったかを検討するに当たって、 小委員会は、インド国内法の扱い又は挙証責任の適用において誤ったか。
- c. TRIPS協定70条9項は、WTO協定の発効日から排他的販売権の付与に関する制度を設けることを要求するか。
- d. TRIPS協定 70 条 8 項に基づくアメリカの中心的主張を認容した後に、同協定 63 条に基づくアメリカの予備的主張について結論を出したことにおいて、小委員会 は誤ったか (para. 28)。

ii. TRIPS協定の解釈

ガット 23 条における違反申立と非違反申立の根拠は異なる。小委員会は競争条件に関する加盟国の「正当な期待」を援用するが、それはこの違いを無視するものである。小委員会は、条約解釈に関する慣習法規則に従ったTRIPS協定の誠実な解釈からも、この正当な期待の保護が導き出されるというが、それも誤りである。TRIPS協定の解釈に当たっては、競争条件に関する加盟国及び私権享有者の正当な期待を常に考慮に入れなければならないという小委員会の結論に、我々は同意しない(48)。

iii. 第70条第8項

70 条 8 項(a)によってインドは、仮出願の法制度を設けることを義務づけられており、 同制度は発明の新規性及び出願の優先権を保持するために堅固な法的基礎を与えるもので なければならない。しかし、加盟国にはそれ以上の義務はない。「特許出願に係る事項が当 該国において特許の対象にならないことを理由として仮出願及びそれに基づく特許が拒絶 され又は無効にされるかについて合理的な疑いを取り除くために」加盟国は措置をとらな ければならない、という小委員会の判断には我々は同意できない(58)。

小委員会はインドがWTO協定上の義務に反したかどうかを評価するためにインド法の 検討を行った。小委員会はそのような目的で国内法を検討する権限を当然もっている (64-67)。

医薬品のために使用される物質は特許の対象とならないというインド特許法の規定は義務規定である、という小委員会の認定に同意する。インドの「行政通達」は、特許法に優先するとは思えないので、発明の新規性及び出願の優先権を保持するための堅固な法的基礎を与えるとはいえない。従って、仮出願を受け付けるためのインドの「行政通達」はTRIPS協定70条8項に適合しない、という小委員会の結論に同意する(69-71)。

インド国内法がTRIPS協定70条8項に適合するかを検討するに当たって小委員会は 挙証責任を正しく適用した (75)。

iv. 第70条第9項

70条9項が「第6部の規定にかかわらず」と定めているので、同項がWTO協定の発効 日から適用されることは明らかである。インドがTRIPS協定70条9項に違反している、 という小委員会の認定に同意する(84)。

v. 第63条

アメリカの小委員会設置要請文書には、TRIPS協定 63 条は援用されていない。従って、63 条に基づくアメリカの主張は小委員会の付託事項に含まれないといわざるをえない。 小委員会は「口頭審理会合の最初に、同会合終了時までに当事国が提起した法的主張は すべて検討の対象とするとの決定を行」ったというが、小委員会には紛争解決了解を修正 する権限はない (92)。 63条に基づくアメリカの予備的主張に関する小委員会の認定は誤りである(96)。

【EC対インド小委員会報告】

本件小委員会は、米国対インド事件における上級委員会報告に沿って、インドがTRI PS協定に違反したことを認め、是正を勧告した。

i . 手続問題

インドは、ECはアメリカと同時に申立てをするべきだったという理由で、小委員会が本件を受理不能として却下するよう求めた。しかし、紛争解決了解9条1項は紛争解決機関に向けられたものであり、加盟国の手続的権利を制限するものではない。ECの申立ては紛争解決了解9条1項に適合している(7.17)。

インドは紛争解決了解 10 条 4 項における「当該小委員会 (original panel)」を、まだ最終報告を出していない小委員会と解するようだが、そのように制限的に解する理由はなく、本件申立ては 10 条 4 項に反しない(7.20-21)。

複数の申立てが連続してなされ矛盾する小委員会報告が出される可能性があることは否定できないが、小委員会はこのような組織的な問題を扱う場ではない。小委員会は紛争解決了解に従わなければならず、組織的な問題を解決するために衡平と善に基づく決定を行うことはできない(7.22-23)。

ii. 先例の拘束力

問題が同一であろうと、小委員会は小委員会や上級委員会の先例に拘束はされない。本件の検討に当たり、当委員会は、米国対インド事件における上級委員会によって修正された小委員会報告に法的に拘束されるわけではない。しかし他方で、当委員会は、矛盾した決定を避ける必要も十分考慮すべきであると考える(7.30)。

iii. 第70条第8項(a)

インドは、米国対インド事件の小委員会報告及び上級委員会報告が採択された後、特許制度に何の変更も加えていないが、追加的情報を提供したので、それを考慮する(7.33)。

挙証責任については米国対インド事件において上級委員会が是認したアプローチに当委員会も従う (7.42)。

インドは、70 条 8 項(a) に関する米国対インド事件における小委員会と上級委員会の決定の食い違いを指摘するが、上級委員会がどのようにそのような結論に達したかを検討するのは当委員会の役割ではない (7.55)。

当委員会は、インドは70条8項(a)に基づく義務を実施するのに必要な措置をとっていないと認定する(7.59)。

iv. 第70条第9項

70条9項に関しては、インドは事実に関わる新たな情報を何ら提供していない(7.63)。 インドは前の事件における主張を繰り返すだけであり、前の事件で小委員会がとり上級 委員会によって支持された見解と異なる見解を当委員会がとる理由は何ら見出せない (7.65)。

インドは、前の事件における「正当な期待」に関する上級委員会と小委員会の決定の食い違いを指摘するが、上級委員会がどのようにそのような結論に達したかを検討するのは 当委員会の役割ではない (7.73)。

当委員会は、WTO協定発効後に排他的販売権の付与を可能にする制度を設けるという 70条9項に基づく義務をインドは実施していないと認定する (7.74)。

【解 説】

1. 本件の意義――初めてのTRIPS協定に基づく紛争処理

WTO協定の一部をなすTRIPS協定は、物品の貿易に関して作られた1947年のガットが定めていた内国民待遇、最恵国待遇、透明性といった原則を知的財産権の分野にも適用したものである。また、TRIPS協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約(1883年)や文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(1971年)の基本規定を取り込んでいる。それは、従来パリ条約やベルヌ条約に加盟していなかった国にもTRIPS協定を通じて事実上これらの条約の基本規定が適用されるようになることを意味する。

パリ条約やベルヌ条約は、同条約の解釈適用に関する紛争は国際司法裁判所に付託することが「できる」と定める紛争処理規定を含んでいる。しかし実際には、これらの規定に従って紛争が国際司法裁判所に付託された例はない。このように、従来の知的財産権に関する条約の下における紛争処理の仕組みは、実効的に機能してこなかったといわざるをえない。

TRIPS協定はWTO協定の一部をなすので、紛争解決了解に基づくWTOの紛争処理制度がTRIPS協定上の知的財産権をめぐる紛争にも適用される(ただし、非違反申立手続はTRIPS協定の効力発生から5年間は準用しないことになっている)。本件はその初めての事例である。

2. 手続問題

i. 複数国申立

ECはアメリカがインドに対して提訴した事件に第三国として参加していたが、同事件で小委員会の報告が出された後に自らも申立てを行った。自らの無効化侵害が認定されないと対抗措置がとれないという事情が背景をなしていたようである。

ECが別途行った申立ては許されないというインドの主張にも一理ある。一般論として、1つの手続が終わった後で他の国が同一の問題について申立てを行うことは、既判力の点から問題があるからである。上級委員会の報告も出てすべて手続が終了した後に、別の国が同一の問題に関して申立てを行ったような場合には、さすがに既判力の原則に基づき申立ては認めるべきではないようにも思われる。アルゼンチンの靴繊維衣服関連措置事件では、ECは別の事件で小委員会報告が出される前に自ら申立てを行った。本件では、ECは米国対インド事件の小委員会報告が出された後に申立てを行ったが、上級委員会の手続はまだ終わってはいなかったので、微妙である。既判力は考慮しなければならないが、他方で、紛争解決了解は「申立国」のみが対抗措置をとることができると想定しているので、対抗措置をとるためには自ら申立てを行わなければならないというECの事情も十分理解できる。EC対インド事件の小委員会は、これが組織的に重要な問題だという認識を示した(1)。

ii. 主張制限

ガット・WTOには、申立国が小委員会設置要請の時に行わなかった主張は検討しないという原則がある。それによれば、申立国の「請求 (claim)」は小委員会設置要請文書の中に必ず含まれていなければならないが、その請求を支持する「主張 (arguments)」は必ずしも小委員会設置要請文書の中で詳細に展開されていなくてもよいとされる。

米国対インド事件の小委員会は、このような原則を決定によって変更した。これに対して上級委員会は、小委員会が決定という形で紛争解決了解を修正することを認めなかった。

本件で問題となったアメリカの主張 (63条の援用) は、インドが第1回書面で出してきた新たな主張に対する反論を構成していた。アメリカが小委員会の設置を要請した時にそのような主張を行わなかったことは確かであるが、性質上このような主張をも小委員会設置時に行うよう要求するのは酷にすぎる。また、小委員会が適宜必要に応じて紛争処理手続を変更することもある程度は認められてよいのではないか。本件では、小委員会だけでなく当事国も手続を変更し、アメリカの主張を検討の対象とすることに合意していた。申立国が小委員会設置要請時に行わなかった主張は検討しないという主張制限原則は、申立国が何を問題としようとしているかをあらかじめ明らかにすることによって、手続に参加する第三国の利害を保護することに主な目的がある。そのような第三国の利害も考慮する必要はあるが、紛争をあらゆる観点から包括的に検討し具体の紛争を解決する必要との均衡を考えると、本件については、主張制限原則を決定によって変更した小委員会の見解を支持したい。

小委員会が 63 条に関するアメリカの予備的主張にも回答することに踏み切った背景には、70 条 8 項に違反しているという小委員会の認定を上級委員会が覆した場合には法的空白が生じてしまうという事情もあった。すなわち、WTOの紛争処理制度に差戻しが認められていないことから生じた問題ともいえる。

なお、EC対インド事件では、ECは63条を援用できたのにしなかった。先の米国対インド事件ですでにインドの違反が認定されていたので、あえて新たな論点を付け加える必要を感じなかったものと思われる。

iii. 先例拘束性

EC対インド事件の小委員会報告は、一般論として、ガット・WTOにおいては先例は拘束しないが、他方で矛盾した決定を避ける必要も十分考慮すべきであると述べた。そのうえで、事実上は、前の米国対インド事件の上級委員会報告をほとんど所与のものとして取り扱った。EC対インド事件で小委員会が実際にとったのは、新しい情報のみを扱い、米国対インド事件において小委員会と上級委員会の判断が異なった点については上級委員会の判断を尊重するというやり方である。すなわち、一般論としては先例は拘束しないと言いながら、実際には直前の事件で上級委員会が示した結論を踏襲したのである。矛盾した決定を避けるという要請からみて妥当な態度といえよう。同一の問題について上級委員会が報告を出した直後に小委員会が報告の中で別の見解を示すのは、紛争処理制度の合理的

な運用という観点からいってやはりおかしい。

さらにいえば、紛争処理制度に審級があり上級委員会が常設の控訴機関である以上は、組織上、小委員会は上級委員会の判断を覆せないのではないか、上級委員会のみが上級委員会の判断を覆せるのではないかという疑問も生じる。すなわち単に事実の問題としてでなく、組織の問題として、小委員会は上級委員会の先例を覆せない(拘束される)ということはないのかということである。EC対インド事件の小委員会は、ガット・WTOにおいては先例は拘束しないと述べたから、上級委員会の先例といえども従う必要がないと考えたようである。これまでの上級委員会の報告の中には、疑問と思われる解釈もないとはいえないので、後の小委員会が別の解釈を示すことも許されると考えるべきであろう。それをきっかけとして、上級委員会がその解釈を変更することもあるかもしれず、上級委員会と小委員会のこのようなやりとりは促進されて然るべきように思われる。

3. 一般的な解釈原則

本件の小委員会及び上級委員会報告においては、WTO協定にする解釈原則が改めて確認されたり、新たに打ち出されたりしているので、それらを以下で指摘しておく。

i. 挙証責任

小委員会は、一般にはWTO協定の違反を主張する国がそれを立証する責任があるが、 本件ではアメリカがその責任を果たしたので、挙証責任が転換するとした。先にシャツ・ ブラウス事件において上級委員会が示した挙証責任に関する一般原則を再確認し、本件に 適用したものといえる。

ii. 立法の不作為と協定違反

小委員会は、加盟国が積極的に措置をとる義務を負うときは、行政府が適切な行動がとれるように権限を与えることを怠ったならば協定に違反する、という原則を新たに打ち出した。すでにガットの時代に、行政府にガット(WTO協定)に違反することを ″義務づける″法律がある場合には、その存在そのものがガット(WTO協定)違反になるという原則が認められてきた⁽²⁾が、小委員会はその原則から本原則を引き出した。これは将来の他の事件にまで及ぶ重要な一般的解釈原則といえる。

iii. 国際法と国内法

一般に、国際法においては国際法上の義務をどのように履行するかの方法の選択は国家 に委ねられている。小委員会は、そのような国際法上の一般原則がWTOにおいても妥当 することを確認し、義務の履行の方法については加盟国が裁量をもつことを認めた。そし て、このような考えに基づき、パキスタンが70条8項及び9項の実施を約束したのと同じ ような方法で同項を実施するようにインドに提案するというアメリカの要請を拒否した。 そして、それに代わって、インドは、適当な制度があったならば特許出願を行ったであろ う者及びすでに特許出願を行った者の利益を考慮に入れるべきであるとの提案を行った。 単に義務違反を認定し、当該措置を協定に適合させるように勧告するだけでなく、義務の 履行方法にも踏み込む提案であるが、義務の履行方法を特定しない一般的な提案なので、 上記の国際法の一般原則にも紛争解決了解19条1項も抵触しない正当な提案であると思う。 小委員会は、インドにおいては条約が国内的効力をもたないことを確認した。国際法と 国内法の関係は各国の憲法の定めに委ねられている部分が大きく、条約の国内的実現の方 法についても、条約に国内的効力を与える国と与えない国とに大きく分かれる。インドは その後者に属することを小委員会が確認したわけである。また小委員会は、国内法を解釈 するときは国際法に適合するように解釈するという解釈原則にも言及した。これも諸国で 一般的に認められている原則であるが、小委員会がそれを確認したことは重要である。

小委員会は、国内法における国際法の位置づけだけでなく、国際法における国内法の位置づけについても興味深い指摘をしている。すなわち、小委員会は、国内法をそのものとして解釈するのは国際機関の任務でないことを確認したのである。しかし国際機関は、国家が国際法上の義務を果たしたかを決定する目的で国内法を検討することはできると述べた。

iv. 協定解釈における準備作業の取扱い

EC対インド事件において小委員会は、70条9項の解釈に準備作業を援用し、それを同条項の解釈を正当化するために用いた。紛争解決機関において同報告の採択が議題とされた時に、インドはこのような小委員会の解釈方法に対して異議を表明した。インドは、当事国がアクセスできない準備作業が援用されていると不満を述べ、準備作業への公平なアクセスの問題があることを指摘した。確かに、ウルグアイ・ラウンドにおけるWTO協定作成の経緯は、体系的に公表されていないので、「準備作業」として交渉に携わった者のみ

が知る事情が援用されると、その経緯を知らない国には不公平感が生じることは否めない。

v. 透明性

小委員会は、未公表の行政通達で実施されている制度では透明性の要件をみたさないことを確認した。行政通達を多用する日本にとって注意すべき点といえよう。

4. TRIPS協定の解釈

i. 70条8項(a)の解釈

小委員会は、インドの行政通達は特許法に優先しないので、発明の新規性を保持するための十分な法的基礎を与えるとはいえないと結論した。これが本件の核心といえるが、妥当な判断といえよう。

ii. 70条9項の解釈

被申立国のインドも、TRIPS協定が求める排他的販売権を付与する制度をインドがまだ設けていないことは認めている。問題となったのは、そのような制度を設ける時点である。小委員会は、70条9項の「第6部の規定にかかわらず」という文言から、本規定が効力をもつのは「WTO協定の発効日」でなければならないとした。それは、排他的販売権を付与する制度は、WTO協定発効時にすでに設けていなくてはならないことを意味する。文言の通常の意味からいって、妥当な解釈と考える。

iii.「正当な期待」の保護

小委員会が、TRIPS協定を解釈する際には、TRIPS協定に関するWTO加盟国の「正当な期待 (legitimate expectations)」が考慮に入れられなければならないという新たな解釈原則を打ち出したのに対して、上級委員会は、違反申立と非違反申立の根拠は異なることを強調して、この部分を覆した。本件の後の事件であるECのコンピュター機器関税分類事件でも小委員会が同様の見解を打ち出した(この点を覆した本件上級委員会報告より前に出された。)が、本件同様、上級委員会によって覆されている。

ガット以来、非違反申立が認められるためには、申立国が合理的に予見できなかった被申立国の措置によって競争関係が歪められ、それによって申立国の「合理的期待 (reasonable expectations)」が裏切られたことが必要とされてきた(3)。上級委員会が違

反申立と非違反申立を区別したのは、一般論としては正当である。しかし、本件小委員会のいう「正当な期待」が、非違反申立でいう「合理的期待」を意味するのかは定かではない。また、小委員会がWTO加盟国の「正当な期待」が考慮に入れられなければならないと述べ、上級委員会がそれを否定したことが、TRIPS協定の解釈にどのような違いをもたらすことになるのだろうか。70条8項の解釈(70条8項を十分実施したとはいえないとの認定)、挙証責任、70条9項の解釈(行政府に必要な権限を与えないことは協定に違反するとの判断)などに関する具体的結論において何か違いが生じるのだろうか。

iv. 70条8項の下で加盟国が負う義務

「特許出願に係る事項が当該国において特許の対象にならないことを理由として仮出願及びそれに基づく特許が拒絶され又は無効にされるかについて合理的な疑いを取り除くために」加盟国は措置をとらなければならない、という小委員会の判断を上級委員会は覆した。これは、TRIPS協定70条8項の下で加盟国が負う義務につき小委員会が過大な認定をし、上級委員会がそれを是正したことを意味する。上級委員会は、加盟国がTRIPS協定の下で負う義務をより厳格に解したのである。

5. その後の経過

インド政府は、紛争解決機関の裁定及び勧告を実施するために、1999年1月に特許改正令を発した。しかしアメリカは、インドが設立した排他的販売権制度はTRIPS協定の基準をみたしておらず、インドはTRIPS協定(70条を含む。)上の義務を履行していないとして、インドに対して協議を要請した。アメリカは、協議によっても満足しうる解決が得られない場合には、紛争解決了解21条5項に従って、実施措置とTRIPS協定の適合性に関する意見の相違を最初の小委員会に付託することを求めた。ただしアメリカは、21条5項に基づく付託要請の前に正式な協議を行う義務はないとの立場を明らかにした。

【参考文献】

Frederick M. Abbott, WTO Dispute Settlement and the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, in International Trade Law and the GATT/WTO DIPUTE SETTLEMENT SYSTEM 413 (Ernst-Ulrich Petersmann ed. 1997).

J. H. Bello, Some Practical Observations about WTO Settlement of Intellectual Property Disputes,

37 VA. J. INT'L L. 357 (1997).

R. Cooper Dreyfus & A. F. Lowenfeld, *Two Achievements of the Uruguay Round: Putting TRIPS and Dispute Settlement Together*, 37 VA. J. INT'L L. 275 (1997).

P. E. Geller, *Intellectual Property in the Global Marketplace: Impact of TRIPS Dispute Settlement?*, 29 In't'l Law. 99 (1995).

Karen D. Lee & Silke von Lewinski, *The Settlement of International Disputes in the Field of Intellectual Property, in* FROM GATT TO TRIPS - THE AGREEMENT ON TRADE-RELATED ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS 278 (Friedrich-Karl Beier ed. 1996).

Jerome H. Reichman, Securing Compliance with the TRIPS Agreement after US v India, 1 J. INTL ECON. L. 585 (1998).

【注】

(1) 本件のような申立ては許すべきでないとすると、小委員会は申立てをどう扱うべきかという問題が生じる。EC対インド事件の小委員会は、小委員会はこのような組織上の問題を扱うのに適当な場ではないと述べ、小委員会には申立てを却下する権限がないことを示唆する。しかし、「受理できない(inadmissible)」という理由で申立てを却下する権限を小委員会に認めてよいのではないだろうか。それは「衡平と善」に基づく決定にはならないのではないか。

(岩沢 雄司)

⁽²⁾ 岩沢雄司『WTOの紛争処理』(三省堂、1995) 79 頁。

⁽³⁾ 岩沢·前掲書 81-85 頁。